

鴨川市職員ハラスメント防止要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第5号

鴨川市職員ハラスメント防止要綱の一部を改正する訓令

鴨川市職員ハラスメント防止要綱（令和3年鴨川市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「鴨川市行政組織条例（平成17年鴨川市条例第12号）第2条に規定する部の長、議会事務局長、教育次長、鴨川市行政組織規則（平成18年鴨川市規則第20号）第5条第1項」を「議会事務局長、鴨川市行政組織条例（平成17年鴨川市条例第12号）第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削る。

第7条第1項及び第2項中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

第9条第2項第2号中「、企画総務部長」を削り、同条第4項中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。